

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の 一部を改正する法律案の概要

趣旨

<補正予算関連法案>

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて意欲ある大学・高等専門学校の学部再編等の取組を支援するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（「機構」）に、大学及び高等専門学校の学部等の設置その他組織の変更に関する**助成金（※）を交付する業務を追加**するとともに、**基金**を設ける。

※例：特定成長分野（デジタル・グリーン等）に係る専門人材育成機能を強化するための学部・学科再編、定員変更等に要する初期投資や当面の運営経費等への支援

概要

1. 機構の目的及び業務の追加

機構の目的に「中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与すること」を加えるとともに、機構の業務に当該分野の「学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付すること」（「助成業務」）を位置づける。

（第3条、第16条関係）



文部科学省

基金造成
基本指針の策定



（独）大学改革支援・
学位授与機構

助成金交付



大学・高等専門学校

2. 助成業務に係る基本指針の策定及び実施方針の策定・認可

助成業務の実施に関し、以下の事項を定める。

- ・ 文部科学大臣は、支援対象とする教育研究の分野等について、**助成業務の実施に関する基本指針**を定めること（第16条の2、第23条関係）
- ・ 機構は、基本指針に即して、助成金の交付対象となる学部等の設置等の選定方法等について**助成業務の実施に関する方針**を定め、文部科学大臣の認可を受けること（第16条の3関係）

3. 基金の創設

助成業務等に要する費用に充てるため、機構に**基金**を設ける。

（第16条の4、第16条の5、第17条、第18条、第22条、第27条関係）

施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
（準備行為のみ公布日に施行）

（附則第1項関係）